教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(沖縄県立青少年の 家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

生涯学習振興課

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要(沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

沖縄県立青少年の家の管理について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

指定管理者制度の運用体制の強化を図ることを目的として、教育委員会が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とするため、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年沖縄県条例第49号)の一部を改正することに伴い、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 運用委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定める。(第3条関係)
- (2) その他所要の改正を行う。(様式第1号関係)
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。(附則)

4 公布日(公報登載日)及び施行年月日

公 布 日 令和5年3月31日 施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則	則 (平成21年沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表
改 正 案	現
第1条 (略)	第1条 (略)
(指定管理者の指定の申請)	(指定管理者の指定の申請)
第2条 (略)	第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に - アメルル・アプ
	よるものとする。 2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
	(1) 法人である団体にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	(2) 法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分
	証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
	(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
	(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他
	の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立
	された法人にあっては、その設立時における財産目録)
	(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
	(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会運用委員会の組織等)	
第3条 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」とい	(新設)
う。)に会長を置き、委員の互選により定める。	
2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。	
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員	
がその職務を代理する。	
4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。	
5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。	
6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議	

長の決するところによる。

- 4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
 - 10 運用委員会の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(利用の手続等)

- 第4条 条例第11条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 · 3 (略)

(利用料金の免除)

- 第<u>5条</u>条条の第16条第1項及び第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者 は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書(第4号様式)を指定管理者 に提出しなければならない。
- 2 条例<u>第16条第2項</u>の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。 (1)~(3) (略)

(利用の手続等)

- 第3条 条例第10条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 · 3 (器)

(利用料金の免除)

- 第4条 条例第15条第1項及び第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 条例第15条第2項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。
- (1) 児童生徒(就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他 これらに準ずる者をいう。以下同じ。)及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合
- 2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合

(新日対照表 3 ペーツ)

3 (略)	(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合3 (略)
第6条 (略)	第5条 (略)
(事業報告書の内容等) 第<u>7</u>条 条例 <u>第18条</u> の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。 (1)~(4) (略)	(事業報告書の内容等) 第6条 条例第17条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。 (1) 青少年の家の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況 (2) 業務に係る収支状況 (3) 青少年の家の利用状況 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
第8条 (略)	第7条 (略)
第1号様式 (第2条関係)	第1号様式 (第2条関係) 374後由サガゼモュキ
指定管埋者指定甲請書年 人名英格兰 医电子 人名英格兰 医电子 人名英格兰 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲	指定管埋者指定甲請書年 一月 日
沖縄県教育委員会 殿	沖縄県教育委員会と殿
申請者 所 在 地	申請者 所 在 地
団体の名称	団体の名称
代表者の氏名	代表者の氏名
沖縄県立 青少年の家の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立	沖縄県立 青少年の家の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立
青少年の家の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。	青少年の家の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。
※付書類	※付書類
1~7 (略)	1~7 (略)
備考 用紙の大きさは、 日本産業規格A列4番とする。	備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4判</u> とする。
第2号様式(第4条関係)	第2号様式(第3条関係)
第3号様式 (第4条関係)	第3号様式 (<u>第3条</u> 関係)

第4号様式 (第5条関係) 沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書	第4号様式 (<u>第4条関係</u> 冲	関係 沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書
年 月 日		年 月 日
沖縄県立 青少年の家	沖縄県立青少	青少年の家
指定管理者	指定管理者	殿
申請者		申請者
住 所		住 所
団 体 名		団 体 名
代表者氏名		代表者氏名
電話番号		電話番号
沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定に基づ	沖縄県立青少年の	沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づ
き、次のとおり沖縄県立 青少年の家の利用料金の免除を申請します。	き、次のとおり沖縄県立	県立 青少年の家の利用料金の免除を申請します。
研修会の名称	研修会の名称	
免除決定額 ※	免除決定額 ※	E
備考 ※印は、記入しないこと。	備考 ※印は、記	※印は、記入しないこと。
第5号様式 (<u>第5条</u> 関係)	第5号様式(第4条関係)	関係)